

姫路昆虫同好会・会則

1976. 6. 4.

第1条 (名称) 本会は姫路昆虫同好会という。

第2条 (目的) 本会は野外で生活する昆虫のいとなみを正しく理解し、これを通じて自然に親しみをもち、自然を愛する心の広い人間を形成することを目的とする。

2 本会は会員相互の親睦ならびに姫路市立科学館の昆虫資料の充実に奉仕することを目的とする。

第3条 (事業) 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 年1回4月に総会を開く。
- (2) 年4回以上の例会を開き、それは採集会、研究会等をもってあてる。
- (3) 会誌(「こむらさき」、会報(「てんとうむし」))を発行する。
- (4) 昆虫採集用品、資材などの購入をあっせんする。
- (5) 作品展示会、同定会などを開催する。
- (6) 夏休み時、一般小中学生の昆虫採集、標本製作、飼育などに協力する。
- (7) その他、前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

第4条 (事務所) 本会は事務所を当分の間、下の所におく。

▽ 671-23 飾磨郡夢前町菅生潤161

木村三郎方(振替、神戸9916)

第5条 (会員および役員) 本会は姫路市内に在住、もしくは姫路市に勤務している人で、昆虫に興味をもっている人であれば自由に入会することができる。

2 上記以外の人でも、賛助会員として入会することができる。

3 会員はいつでも退会することができる。

4 本会はジュニア部(小学校4年生~中学校3年生)とシニア部(高校生、大学生、一般社会人)とで構成する。

5 本会は次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 運 営 委 員 長 1名
- (4) 副 運 営 委 員 長 1名
- (5) 会 計 委 員 1名
- (6) 会 計 監 査 委 員 1名

6 本会の役員はシニア会員と賛助会員との互選によって選出する。
任期は1年間とし再選もこれを認める。

7 本会の役員の会務分担は下記のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその会務を代行する。
- (3) 運営委員長、副運営委員長は若干の運営委員を召集し事業の目的を達成するための諸行事の立案計画をする。
- (4) 会計委員は本会の会計に関する事務を執る。
- (5) 会計監査委員は本会の会計を監査する。

第6条（会計） 本会の事業費は会員の入会金、会費およびその他特別費をもってあてる。

2 本会入会申込者は入会金として1,000円納入する。

3 会員は会費として年額次の額を納入しなければならない。

(1) ジュニア会員 600円

(2) シニア会員および賛助会員 1,800円

（ただし高校生は 1,200円）

(3) 協力会員 1,000円（入会金不要）

4 会費を1年間納入しない会員は退会したものとみなす。

5 同好会の名誉を著しくきずつける者 又、会員のチームワーク等をみだす者は委員会の決定により除名することができる。

6 前2項の場合と退会した場合既納の入会金および会費は返還しない。

7 本会の会計年度は4月1日より始まり翌年3月31日に終るものとする。

8 会計報告は会計監査委員の承認を得た後、総会において承認を得るものとする。

第7条（優待会員） 昆虫専門家、各地同好会等で本会への協力者、又標本資料等の提供者は無料とする（ただし個人の場合兵庫県在住者は認めない）

第8条（顧問） 本会は役員が決議によって顧問をおくことができる。

附 則

第1条 この会則は昭和51年6月4日から施行する。

第2条 本会則に含まれない事項は本会役員および運営委員の間で協議決定する。